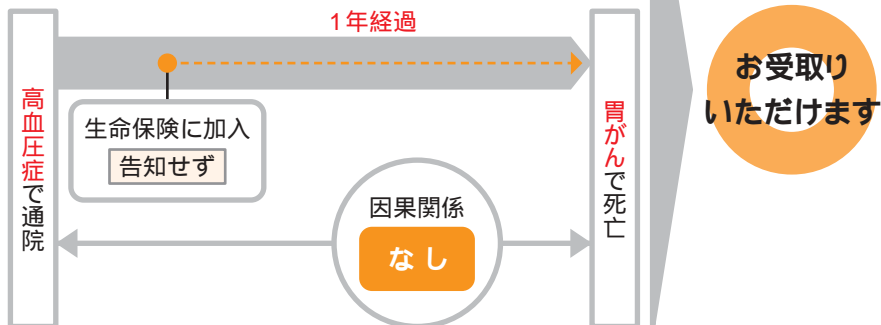


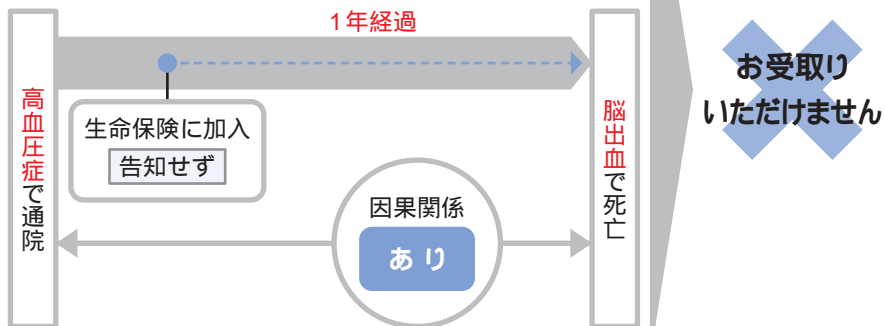
事例  
7

死亡保険金 告知義務

契約前の「高血圧症」での通院( 血圧降下剤服用中 )について、告知書で**正しく告知せず**に加入され、契約から1年後、「高血圧症」とはまったく因果関係のない「**胃がん**」で死亡された場合。



契約前の「高血圧症」での通院( 血圧降下剤服用中 )について、告知書で**正しく告知せず**に加入され、契約から1年後、「高血圧症」を原因とする「**脳出血**」で死亡された場合。



解説

- ・契約いただく際には、そのときの被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、契約は解除となり、死亡保険金をお受取りいただけません。
- ・告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、医学上まったく因果関係が認められない場合には、死亡保険金をお受取りいただけます。

事例

8

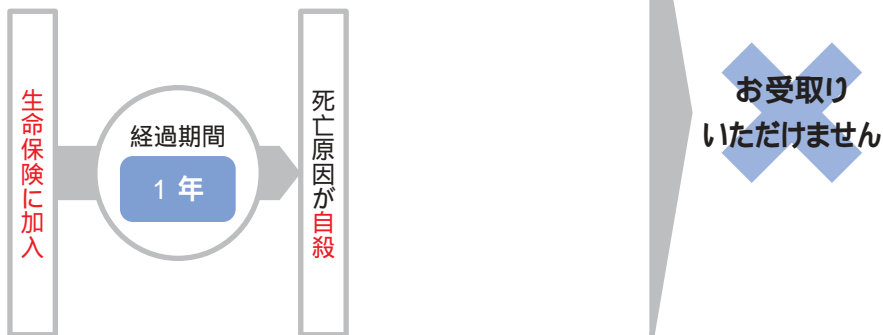
死亡保険金

自殺の場合

給付責任開始の日( 契約日・復活日 )から **2年経過後** に自殺された場合。



給付責任開始の日( 契約日・復活日 )から **1年経過後** に自殺された場合。



解説

- ・給付責任開始の日( 契約日・復活日 )からその日を含めて2年以内( ただし、契約日・更新日が平成11年12月1日以前の場合は1年以内 )の被保険者の自殺による場合には、死亡保険金をお受取りいただけません。
- ・自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、死亡保険金をお受取りいただけることもありますので、当社までお問い合わせください。

事例

9

災害死亡保険金 不慮の事故の場合

被保険者の不注意

居眠り運転をしていて路肩に衝突し、死亡された場合。



軽度の酒酔い状態で歩行中の事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常歩行していたが、走行してきた車にはねられて死亡された場合。



お受取り  
いただけます

被保険者の重大な過失

危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。



泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところ、車にはねられて死亡された場合。



お受取り  
いただけません

解説

・契約(特約)により、災害死亡保険金をお受取りいただけない場合(免責事由)を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金をお受取りいただけません。

一般にお受取りいただけない例

- ・ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による場合。
  - ・被保険者の精神障害を原因とする場合。
  - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合。
- ・「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、慎重に判断します。